

**2 使用人数の増加・季節による使用状況変化**  
結婚や出産、家族の帰省での水道の使用人数の増加や、季節による使用状況の変化で使用水量が多くなる場合があります。

**3 水洗トイレの不具合**  
トイレのレバーが上がったままの状態や、トイレタンクのボールタップの不具合で水が流れっぱなしになっている場合があります。トイレを流した後、トイレタンクや便器でいつまでもチョロチョロと水が流れる音がしていないか確認してください。

**4 いたずらや盗水**  
夜間や長期間留守にしている間、いたずらや盗水が実際に起きています。特に道路に面している屋外蛇口などは注意してください。  
※鍵付きの蛇口に替えるか、使用しない場合は撤去をお勧めします。

**水道メーターを毎日確認してみよう！**

水道メーターを毎日（毎週）決まった時間（曜日）に見て、指針の動きを観察してみるのはいかがでしょうか？  
水量の動きを把握することで漏水の原因の判明や節水にも役立ちます。

**いつもより「水道の使用水量が多い」と感じたら**

検針時に「いつもより使用水量が多く、こんなに使った覚えはないけど……。何かの間違いでは？」という問い合わせが寄せられることがあります。

検針した数字は水道メーターを通過してカウントされた水量です。この数字を基に料金を算定します。

身に覚えのない使用水量が発生した場合は、次のようなことが考えられます。

**1 漏水（水漏れ）**

いつもより使用水量が多い場合、最初に疑うのが漏水です。築30年以上を経過すると、水道管の劣化などで漏水が発生しやすくなります。漏水は、水道メーターを見ることで確認できます。



パイロット ▲水道メーター

**漏水の確認方法**

家の水道の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットが回転していなければ漏水していません。パイロットが回転している場合は、もう一度水回りを確認した後にパイロットを見てください。それでもパイロットが回転している場合は、水道局お客様センターか市指定給水装置工事店に相談してください。

問合せ 水道局お客様センター（☎22-5497）

**上水道の工事は指定工事店へ！**

家屋の新築や改築、解体による上水道工事、水漏れの修繕などは、簡易な修繕（蛇口・パッキンの取り換えなど）を除き市が指定した工事店で行わなければなりません。指定工事店以外で修繕した場合、水道料金の漏水減免が適用できなくなります。必ず指定工事店に依頼してください。

電話帳やチラシなどに「水道局指定工事店」と書いてあっても、人吉市の指定工事店ではない場合があります。気になる点は、市上水道課施設係にお問い合わせください。指定工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。

問合せ 市上水道課施設係



▲市ホームページ

**受水槽・高架水槽の定期的な清掃と点検を**

3階建て以上のアパートやマンションには受水槽や高架水槽が設置され、貯めた水を家庭まで送っています。



▲屋上に設置された高架水槽

- ① 受水槽や高架水槽を経由する給水方式を貯水水道とい、設置者には貯水槽の管理責任が定められています。年に1回以上の清掃と定期的な点検をしてください。
- ② 日常の点検ポイント
- ③ ごみなどが周囲や上部に置かれていないか
- ④ 貯水槽の外観に亀裂や破損はないか
- ⑤ 内部にごみ・沈殿物はないか
- ⑥ 水抜管・オーバーフロー管が、排水管などのほかの配管と直接連結されていないか
- ⑦ オーバーフロー管・通気管の防虫網に破損はないか
- ⑧ マンホールが施錠してあるか
- ⑨ パッキンなどの劣化はないか

※屋外に設置してある貯水槽は自然災害の影響を受けやすいので、台風や大雨、強い地震の後には必ず点検してください。

問合せ 市上水道課施設係

**犬の登録&狂犬病予防注射（追加実施）**

犬の登録がまだの人や令和8年3月2日以降に予防注射が済んでいない人は、都合の良い会場にお越しください。生後91日以上の犬は、狂犬病予防法に基づき登録と予防注射を受けることが義務付けられています。猟犬や室内犬も必ず登録と狂犬病予防注射を受けてください。  
※登録は犬の生涯に1回、予防注射は毎年1回です。  
期日 6月21日(日)  
※大雨などの場合は、中止することがあります。

場所	時間
大畑コミセン	9:00～9:20
東間コミセン	9:40～10:00
市役所（正面玄関付近）	10:20～10:40
中原コミセン横広場	13:00～13:20
西瀬コミセン	13:40～14:00
東西コミセン	14:20～14:40

料金  
新規登録…3千円  
予防注射…3350円

※令和2年7月豪雨の被害を受けた飼い主の手数料免除は3月31日で終了しました。

※所有者や住所の変更、犬の死亡などは必ず市環境課へ連絡してください。

**所有地の適正な管理をお願いします**

樹木や雑草が生い茂る季節になりました。そのまま放置すると次のようなことが起こり、近隣住民の迷惑になります。  
○害虫が発生する  
○ごみが捨てられやすくなる  
○通行の妨げになる  
○野生動物のすみかになる

所有敷地内の樹木や雑草は、剪定や除草などの適正管理に努め、環境美化へのご理解とご協力をお願いします。  
問合せ 市環境課環境衛生係

**蚊やハエの発生を防ぎましょう**

蚊を発生させないポイント  
発生源である水たまりをなくすることがとても重要です。  
○道路の側溝などは、定期的な清掃し、水の流れを良くする。

○植木鉢の受け皿、放置された空き缶、空き瓶などを片付ける。  
○犬や猫のふんは、飼い主が責任を持って片付ける。

○ごみ置き場などは、きれいに清掃し、清潔に保つ。  
問合せ 市環境課環境衛生係

**飲用井戸などは衛生的に管理しましょう**

地下水や表流水、湧水を水源として飲用利用する施設（飲用井戸など）を衛生的に使用するためには、日頃から適正な管理が必要です。汚染を防ぎ、健康を守るためにも次のことを実施しましょう。  
○水源の周辺に人や動物が立ち入らないように、柵などを設ける。  
○水源や水槽などの設備や周辺を定期的に清掃する。  
○設備や給水管などの施設に破損や亀裂、漏水がないかなど、年に1回以上点検する。

○オオキンケイギクは、5〜7月にかけてコスモスに似た黄色の花を咲かせます。繁殖力が強く、在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を変えてしまうため、環境省が特定外来生物に指定しています。きれいな花だからといって、持ち帰って庭や花壇に植えたり、生きたまま移動・保管したりする行為は禁止されています。

オオキンケイギクを見かけたら駆除しましょう。除草する場合は、根から抜いて天日にさらして枯らし、燃えるごみとして処理してください。  
問合せ 市環境課環境衛生係



▲オオキンケイギク

**PM2.5などの情報をパソコンや携帯でチェック**

県が配信するPM2.5（微小粒子状物質）についての注意喚起のお知らせや、光化学スモッグ注意報を携帯電話で受け取ることができます。外出先でも安心です。  
登録方法  
携帯電話から、メールアドレス「sky@123123.tn」に空メールを送信し、返信されたメールの案内に従って登録してください。

※右記アドレスからのメールが受信できるよう事前設定（ドメイン指定）しておくことが必要です。  
県内の大気環境の状況は、ホームページで確認できます。  
問合せ 県環境保全課（☎096-333-2269）



▲県の大気環境の状況